

別記（第4条関係）

地域生活支援事業サービス提供事業者の登録に関する事業基準

柏崎市地域生活支援事業サービス提供者の登録に関する規則（平成25年規則第67号）に規定する地域生活支援事業サービス提供者の事業基準を次のとおりとする。

事業名	対象事業者 要件	人員に関する基準	設備に関する基準	その他
移動支援（個別支援型）	法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者、または法第30条第1項第2号に規定する基準該当事業者のうち、指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の省令による居宅介護、行動援護及び重度訪問介護に係る指定事業所	<p>【従業者】</p> <p>①利用者1名につき1名以上の従業者</p> <p>②常勤換算で2.5名以上</p> <p>③従業者は介護福祉士、介護職員初任者研修養成課程及び訪問介護員養成研修等の修了者</p> <p>【サービス提供責任者】</p> <p>従業者の中から移動支援の職務に従事する常勤者で、事業規模に応じて1名以上配置（管理者の兼務及び事業規模に応じて常勤換算も可）</p> <p>【管理者】</p> <p>常勤で、かつ、原則として管理業務に従事する者（管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可）</p>	<p>①事業運営に必要な面積を有する専用の事務室</p> <p>②利用申し込み受付、相談等に対応するための適切なスペース</p> <p>③必要な設備及び備品等を確保し、特に手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮</p>	<p>移動支援（グループ支援型）も同様の基準とする。</p> <p>ただし、従業者1名に対して利用者2～6名までとする。</p>
日中一時支援（日中短期入所）	法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者、または法第30条第1項第2号に規定する基準該当事業者のうち、障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の省令による短期入所に係る指定事業所	<p>【従業者】</p> <p>短期入所としての基準を満たす職種・人員を確保していること。</p> <p>【サービス管理責任者】</p> <p>1名以上（管理者の兼務及び事業規模に応じて常勤換算も可）</p> <p>【管理者】</p> <p>原則として管理業務に従事する者（管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可）</p>	<p>短期入所としての基準を満たす設備を有すること。</p>	<p>①送迎を実施する場合は、運転手以外の従業者を添乗させ、利用者の安全を確保すること。（ただし、車外への飛び出し行為などの恐れがない場合は、運転手以外の従業者を添乗させなくても良い。）</p> <p>②入浴を実施する場合は、従業者等を配置し、利用者の安全を確保すること。</p>
日中一時支援（社会適応訓練、学齢期障害児支援）	法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者並びに障害者支援施設及び法第30条第1項第2号に規定する基準該当事業者のうち、生活介護、就労移行支援、就労継続支援及び自立訓練（生活訓練）に係る指定事業所又は児童福祉法第21条の5の3に規定する指定障害児通所支援事業者、同法第21条の5の4に規定する基準該当通所支援事業者、同法第24条の2に規定する指定障害児入所施設及び指定発達支援医療機関	<p>【従業者】</p> <p>生活介護、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練（生活訓練）及び障害児通所支援等としての基準を満たす職種・人員を確保していること。</p> <p>【サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）】</p> <p>1名以上（管理者の兼務及び事業規模に応じて常勤換算も可）</p> <p>【管理者】</p> <p>原則として管理業務に従事する者（管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可）</p>	<p>日常生活、社会生活訓練等を行うために必要な広さを有する区画を有し、必要な設備、備品等を有すること。</p>	
地域活動支援センター（I型）		<p>【従業者（指導者）】</p> <p>市規則あり。（2名以上の職員及び精神保健福祉士等の専門職員を1名以上配置し、2名以上を常勤とする。）</p> <p>【管理者（施設長）】</p> <p>1名配置</p>	<p>① 創作的活動または生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所を確保し、必要な設備及び備品等を備えること。</p> <p>② 利用者の特性に応じた便所を配備</p>	

地域活動支援センター (Ⅱ型)		【従業者（指導者）】 2名以上とし、うち1名は専任とする。 【サービス管理責任者】 1名以上（管理者の兼務及び事業規模に応じて常勤換算も可） 【管理者（施設長）】 1名配置	① 創作的活動または生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所を確保し、必要な設備及び備品等を備えること。 ② 利用者の特性に応じた便所を配備	①送迎を実施する場合は、運転手以外の従業者を添乗させ、利用者の安全を確保すること。 ②入浴を実施する場合は、看護師または准看護師を配置し、利用者の安全を確保すること。
地域活動支援センター (Ⅲ型)		【従業者（指導者）】 市規則あり。（2名以上の職員を配置） 【管理者（施設長）】 1名配置		機能強化事業を実施する場合は、5年以上の事業実績があり、安定的な事業運営が見込まれる事業所であることとする。
訪問入浴サービス	介護保険法第41条第1項の指定居宅サービス事業者、または同法第42条第1項第2号の基準該当居宅サービスを行う事業所のうち、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令による訪問入浴介護に係る指定事業所	【従業者】 ①看護師または准看護師を1名以上 ②介護職員を2名以上 【管理者】 原則として管理業務に従事する者（管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可）	訪問入浴サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	提供1回につき、看護師または准看護師1名及び介護職員2名以上を持って行うこととする。

《運営に関する基準》

運営に関しては、利用者と事業者の関係及び事業者と市町村との関係で、必要となる事項が省令に基準として規定されています。その主な内容は以下のとおりです。

- 事業者が書面を交付して説明すべき事項
- 利用者の受給資格等の確認
- 給付費支給申請に係る援助
- 各種記録の作成
- 市町村への通知 など